

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良事業の認可
鹿野町国民健康保険条例の変更認可
生活保護法による医療機関の指定
保険医療機関の指定
保険医及び保険薬剤師の登録
鳥取県中小農家向家畜頂託事業費補助金交付要綱
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇電気規程 鳥取県電気事業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程
鳥取県電気局企業職員就業規則

告示

鳥取県告示第六百三十六号

東伯郡泊村大字原山崎春一ほか三十人から申請のあつた数人が共同で行う土地改良事業について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、昭和三十二年十一月十一日認可した。

昭和三十二年十一月二十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第六百三十七号

国民健康保険を行う鹿野町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基づき、鹿野町国民健康保険条例の一部変更を昭和三十二年十一月十九日認可した。

昭和三十二年十一月二十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第六百三十八号
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十三年十一月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名	名	称	在 地	指定年月日
内、小児、小外科	尾崎	医院	八頭郡八頭村字才代二八二	昭和三十三年九月一日
内科	鳥取県立中央病院上私都診療所		八頭郡那家町麻生	"

鳥取県告示第六百三十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三
第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定し
た。

昭和三十三年十一月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名	称	一 所	在 地	指定年月日
中山	医院		八頭郡那家町六三〇の一〇	"
田中	医院	大坪出	"	大坪七一
張	診療所		"	"
菊川	医院		"	用瀬町用瀬四二七
柿坂	医院		"	丹比村北山七三
"	若桜出張所		"	若桜町若桜二二二
"	井上	医院	佐治村加茂二五七	"
張	診療所		"	"
浜田	医院		河原町河原	"

仲倉医院小鴨出張所	倉吉市中河原	佐伯医院	黒坂町黒坂一四二	"
池淵医院	境港市栄町二二	大島 齒科医院	八頭郡船岡町船岡六七	"
小谷診療所	西伯郡名和町御来屋九五四	小川 齒科医院	東伯郡関金町関金宿五二の一	九月二十一日
御来屋小谷医院	"	辻本 齒科医院	西伯郡西伯町落合三一八の三	"
本田医院	米子市諏訪二〇〇の一	西村 齒科医院	境港市松ヶ枝町一八	十一月一日
荒木医院	日野郡石見村大字石見五一九			

鳥取県告示第六百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条の五第一項の規定により、次のように保険医並びに保険薬剤師の登録をした。

昭和三十三年十一月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

氏 名	住 所	登録の記号番号	登録年月日
松本正威	鳥取市東品治町五の一	鳥医 五七〇	昭和三十三年五月一日
菊川定子	八頭郡用瀬町大字用瀬四二七	" 五七一	"

柿坂 狷介	丹比村大字北山七三	五七二	
浜田 将	河原町大字河原	五七三	
池淵 正賢	境港市栄町二二	五七四	
小谷 晴彦	西伯郡名和町御来屋	五七五	
小谷 広義	八八七	五七六	
本田 修	米子市諏訪二〇〇の一	五七七	
荒木 磯次郎	日野郡石見村大字上石見五一九	五七八	
佐伯 貞	黒坂町大字黒坂一四二五	五七九	
佐伯 進	溝口町大字二部一五五四の四	五八〇	
実重 忠男	根雨町根雨七二一〇	五八一	
田中 清次郎	米子市奈喜良三三五	五八二	十月十日
岩佐 三郎	倉吉市東岩倉町二二七九	五八三	十月十二日
涌谷 卓伯	岩美郡岩美町	五八四	十月十七日
藤田 力	日野郡石見村大字上石見七六六の二	五八五	
小谷 覚	鳥取市湯所町	五八六	八月一日
鈴木 五郎	米子市角盤町一丁目	五八七	十月二十三日
北室 文昭	二本木	五八八	十一月八日
安田 收一		五八九	

井上 恣	角盤町二丁目	五九〇	
桶口 実	勝田町	五九一	
村上 映	朝日町	五九三	
福永 達郎	鳥取市馬場町	五九四	
岸 良尙	八頭郡河原町大字河原四〇	五九五	
藤原 弘文	鳥取市庖丁人町二六	五九六	十一月九日
大島 隼人	八頭郡船岡町字船岡二八七の五	一八〇	十一月一日
小川 温夫	東伯郡関金町大字関金宿一五二の一	一八一	九月二十一日
西村 千代子	境港市松ヶ枝町一八	一八二	十一月一日
河戸 道子	米子市錦町二丁目一五六	一〇八	十月十八日
中野 敏夫	塩町三八	一〇九	五月一日

鳥取県告示第六百四十一号

鳥取県中、小農家向家畜頂託事業費補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十三年十一月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県中小農家向家畜頂託事業費補助金交

付要綱

第一条 知事は中小農畜産振興対策要綱（昭和三十三年六月十四日付三二番第三四一三号）に基き、家畜頂託事業を行う農業協同組合（以下事業主体という。）の頂託家畜購入に要する経費に対し鳥取県補助金等交付規則（以下規則という。）によるのほかこの要綱の定

めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第二条 前条により交付する経費は次のとおりとし、その補助率は二割以内とする。

一 和牛の購入に要する経費

二 豚の購入に要する経費

三 めん羊の購入に要する経費

第三条 事業主体が補助金の交付を受けようとするときは、規則第五条に規定する補助金等交付申請書に事業主体において定める当該家畜頂託規程を添えて毎年六月一日までに知事に提出しなければならない。

2 規則第五条第一号から第三号までに規定する補助金等交付申請書に添付する書類は別記第一号様式とする。

第四条 規則第十一条第一項に規定する補助事業等変更承認申請書は別記第二号様式とする。

第五条 規則第十一条第一項但し書の軽微な変更とは次に掲げる変更以外の変更をいう。

一 家畜購入金額の二割に相当する額をこえて当該金額を変更すること。

二 購入する家畜の種類又は頭数を変更すること。

(家畜の頭数の増加であつて、申請書に記載された当該家畜購入金額の増加を伴わないものを除く)

第六条 事業主体は補助金の交付決定にかかる年度の十一月末現在における事業遂行状況を当該年度の十二月五日までに別記第三号様式により知事に提出しなければならない。

第七条 事業主体は頂託事業が完了したときは翌年四月五日までに別記様式第四号の実績報告書を知事に提出しなければならない。

第八条 この規定に基いて知事に提出する書類は、所轄家畜保健衛生所長を経由しなければならない。

附 則

一 この要綱は交付の日から適用する。

二 昭和三十二年度における補助金交付申請書の提出期限は第三条の規定にかかわらず昭和三十二年十二月十

五日とする。

(別記第一号様式)

- 一 事業の目的
- 二 事業の内容及び経費の配分

(1)

事業主体名	郡市町村名	家畜の種類	購買地	購入頭数	購入年月日	販売予定年月日	備考

(註) 農業協同組合が単独事業として家畜を購入する場合にはその頭数を備考欄に記入すること。

(2)

家畜の種類	購入頭数	平均単価	購入金額	購入金額内訳		融資機関名	備考
				県補助金	融資又は自己資金		

(註) 一 資金が自己資金の場合には融資機関名の欄に「自己資金」と記入すること。

二 農業協同組合が単独事業として家畜を購入する場合にはその頭数及び金額を備考欄に記入すること。

区	分	自己資金	信連資金	中金資金	その他	計	備考

(註) 一 区分欄には購入した家畜の種類を記入すること。

二 この表には(四)の表の融資又は自己資金の欄に記載した額の自己資金及び融資機別内訳を記入すること。

三 事業完了予定年月日 昭和 年 月 日

四 收支予算

収入の部

計	自己資金	県補助金	区分	予算額	前年度予算額	差引増減		備考
						増	減	

支出の部

区	分	予算額	前年度予算額	差引増減		備考
				増	減	

(別記第二号様式)

番号

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

昭和 年 月 日付 農業協同組合長 氏 名 宛

昭和 年 月 日付 第 号で補助金交付決定の通知があつた家畜購入補助事業の実施について別

紙理由書に記載した理由により、事業内容及び経費の配分を変更したので承認されたく関係書類を添えて申請します。

(註) 右の「関係書類」は、補助金交付決定通知された事業の内容及び経費の配分並びに変更後の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるよう両者を二段書きしたものであること。

(別記第三号様式)

昭和 年度中小農家向家畜頂託補助事業遂行状況報告書

農業協同組合

補助事業の種類	事業計画		事業の遂行状況	備考
	内訳	事業費		
事業費	事業費	事業費	本年度内に実施するもの	四月一日から五月三十一日まで
補助金	補助金	補助金	四月一日から五月三十一日まで	
融資又は自己資金	融資又は自己資金	融資又は自己資金	六月一日以降	事業開始年月日
事業費	事業費	事業費	事業費	事業完了予定年月日
比率	比率	比率	比率	
出	出	出	出	
来	来	来	来	
%	%	%	%	
高	高	高	高	
%	%	%	%	

(註) 年度をこえて実施するものについては事業主体がとる予算(経理)的措置、実行方法を記載すること。

(別記第四号様式)

番号

年 月 日

鳥取県知事 氏 名殿

農業協同組合長 氏 名 圃

昭和 年度中小農家向家畜頂託事業実績報告書

昭和 年 月 日付第 号によつて交付決定の通知を受けた家畜購入補助事業を左記のとおり実施したので、鳥取県補助金等交付規則及び鳥取県中小農家向家畜頂託事業費補助金交付要綱により、その実績を報告する。

なおあわせて精算額

記

円の交付を請求します。

一 事業の内容及び経費の配分

(申請書の様式に準ずる。但し(1)については、備考欄に家畜頂託年月日を記入すること。)

二 收支精算

収入の部

区 分	精算額	予算額	差引増減	備考
県補助金				
自己資金				
二計				

支出の部

区 分	精算額	予算額	差引増減	備考
家畜購入費				

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和三十三年度第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年十一月二十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一日 時 昭和三十三年十二月四日 午後一時

二 場所 県会議事堂 会議室

三 議題

岩美町農業委員会選挙に対する訴願について

電気局規程

鳥取県営電気事業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十三年十一月二十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県営電気事業管理規程第七号

鳥取県営電気事業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県営電気事業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程（昭和三十三年七月鳥取県営電気事業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「勤務地手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当」を「暫定手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当」に改める。

附 則

（施行期日）

この規程は、公布の日から施行し、昭和三十三年七月一日から適用する。

鳥取県電気局企業職員就業規則をここに公布する。

昭和三十三年十一月二十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県営電気事業管理規程第八号

鳥取県電気局企業職員就業規則

（目的）

第一条 この規程は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十九条の規程に基き、鳥取県電気局の企業職員（以下「職員」という。）の就業条件等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（服務の宣誓）

第二条 職員の服務の宣誓については、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第四号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

（職務に専念する義務の特例）

第三条 職務に専念する義務の特例については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第五号）並びに職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第二号。以下「委員会規則」という。）の定めるところによる。

ころによる。

（営利企業の従事制限）

第四条 営利企業の従事制限に関しては、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十八条の規定の定めるところによる。

（争議行為の禁止）

第五条 争議行為の禁止については、地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十一条の規定の定めるところによる。

（任用）

第六条 職員の任用に関しては、地方公務員法第十五条から第二十二條までの規定の定めるところによる。

（給与）

第七条 職員の給与の種類及び基準は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十三年七月鳥取県条例第二十四号。以下「企業職員給与条例」という。）の定めるところにより、給与の額及び支給方法は、鳥取県営電気事業に従事する企業職員の給与の額及び支給

方法に関する規程（昭和三十二年七月鳥取県管電氣事業管理規程第三号）の定めるところによる。

（勤務時間）

第八条 職員の仕事時間は、職員の仕事時間に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号）並びに職員の仕事時間に関する規則（昭和二十六年十二月鳥取県人事委員会規則第十号）を準用する。ただし、交替勤務者については次の各号に定めるところによる。

- 一 勤務を要しない日は一週一日の割とする。
- 二 勤務時間は次のとおりとする。ただし、必要あるときは発電所長においてこの時間を変更することができる。
 - 一直 午前九時より午後六時まで
 - 二直 午後六時より翌午前九時まで
- 三 勤務は一班二名の三班編成とし、発電所長の勤務割により勤務する。
- 四 休憩時間は、勤務時間の途中において一時間、発電所長の指示により交替に与える。ただし、この時

間は勤務時間に含まれない。

五 休息時間は、勤務の途中において一直にあつては十五分ずつ二回、二直にあつては十五分ずつ三回、発電所長の指示により交替に行う。ただしこの時間は勤務時間に含まれる。

2 職員の仕事時間、勤務時間及び休息時間については、前項に規定するものの外、県の勤務時間及び職員の仕事時間に関する規程（昭和二十四年一月鳥取県訓令甲第一号）及び休息時間に関する規程（昭和二十四年一月鳥取県訓令甲第三号）の定めるところによる。

（分限）

第九条 職員の分限については、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第三十九号）並びに職員の分限に関する手続及び効果に関する規則（昭和二十六年鳥取県人事委員会規則第七号）の定めるところによる。ただし、右規則第六条の規定は適用しない。

（懲戒）

第十条 職員の仕事時間については、職員の仕事時間に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号）並びに職員の懲戒の手続及び効果に関する規則（昭和二十六年九月鳥取県人事委員会規則第八号）の定めるところによる。ただし、右条例第三条及び右規則第五条の規定は適用しない。

（給与の減額）
第十一条 職員が勤務しないときの給与の減額については、企業職員給与条例第六条及び労働基準法（昭和二十二年四月法律第四十九号）第九十一条の規定の定めるところによる。

（火災その他の非常災害）
第十二条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し又はその危険があることを知つたときは、臨機の処置をとるとともに、速かに上司に報告し、互に協力してその被害を最少限度に止めなければならない。

（衛生管理）
第十三条 職員の仕事管理については、鳥取県職員衛生

管理規程（昭和二十八年五月鳥取県訓令第七号）の定めるところによる。

（公務災害）
第十四条 職員の公務上の災害に対する補償については、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び鳥取県職員公務災害補償に関する条例（昭和二十九年七月鳥取県条例第四十四号）並びに鳥取県職員公務災害補償に関する条例施行規則（昭和二十九年八月鳥取県規則第四十四号）の定めるところによる。

（恩給）
第十五条 恩給については、恩給法（大正十二年法律第四十八号）及び鳥取県吏員等恩給条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号）その他関係規則の定めるところによる。

（服務）
第十六条 職員の仕事については、県職員の例による。
（表彰）
第十七条 職員が次の各号の一に該当すると認められる

- ときは、表彰する。
- 一 二十五年以上職員として勤務し、功労があつたとき。
- 二 職務遂行上特に他の模範とするに足る行為があつたとき。
- 三 職務上有益な発明又は発見をしたとき。
- 四 災害を未然に防止し、又は災害に際し特に貢献したとき。
- 五 危険を顧みず職務の遂行に努め、そのため死亡し又は不具はい疾となつたとき。
- 六 その他、知事において表彰を必要と認める業績又は行為があつたとき。
- 2 前項の表彰は、次の各号の一により、又はこれらをあわせて行うことができる。
 - 一 表彰状
 - 二 ほう賞
 - 三 金品
 - (その他)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行 所

鳥取県鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取
鳥取市東町取

鳥取県
鳥取市
鳥取市
鳥取市
鳥取市
鳥取市

第十八条 この規程の実施に關し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。